

富山県警察職員の申出による降任の取扱いに関する訓令の解釈・運用について（例規通達）

富山県警察職員の申出による降任の取扱いに関する訓令（平成 27 年富山県警察本部訓令第 2 号）の解釈及び運用に関する事項を下記のとおり定め、平成 27 年 2 月 26 日から施行することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨（第 1 条関係）

(1) 富山県警察職員が、現在の階級又は職級において、その職責を十分に果たすことが困難な状況にあると認められ、職員が自ら降任の申出をした場合において、職員の意思を尊重し、職員の任用されている階級又は職級より下位に降任することで、個人の適性、能力及び意欲に応じた任用を行い、もって職員の心身の負担軽減、勤務意欲の向上及び組織の活性化を図ることとしたものである。

なお、本制度は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 27 条第 2 項に規定する職員の意に反した分限処分による降任とは異なり、あくまでも職員自らの自由な意思により降任の手続が開始される任意の制度であることから、その運用に当たっては、任意性の確保を図り、強制・強要にわたることのないよう留意する必要がある。

(2) その職責を十分に果たすことが困難な状況とは、次に掲げる場合をいう。

ア 家庭の事情による場合

職員の親、配偶者、子供等の看病、介護、養育等が必要と認められる場合のほか、職員からの申出に相当の理由があると認められる場合

イ 自己の健康上の理由による場合

医療機関での診断により、長期間の入院加療、通院加療、自宅療養、リハビリ等が必要と認められる場合のほか、健康管理区分による勤務管理や医療管理が必要と認められる場合

ウ 職務遂行上の問題

ア、イ等により、宿日直勤務、深夜勤務、休日勤務及び時間外勤務ができない場合並びに現在の職務を継続することで過度の精神的負担を感じている場合

エ その他

現に任用されている階級又は職級での職務遂行に支障があり、又は職務の遂行に肉体的、精神的に耐えられないと認められる場合

2 対象職員（第 3 条関係）

この訓令を適用する職員の範囲は、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する職員のうち、警部補又は同相当職以上の職にある職員とし、地方警務官、他機関から富山県警察へ出向している職員、富山県警察から他機関へ出向・派遣している職員及び再任用職員については除外する。

3 降任の申出の手続及び調査（第 4 条関係）

降任の申出の手続等は、次の各号により行うものとする。

(1) 対象職員は、年間を通じて対象職員の所属長又は警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して、本部長に降任の申出を行うことができるものとする。ただし、対象職員が所属長以上の職にある者の場合は、警務部長を経由して降任の申出を行う

ものとする。

- (2) 警務部長、所属長及び警務課長（以下「警務部長等」という。）は、対象職員から降任の申出を受けた場合、同職員と面談し、その理由、経緯、勤務地、勤務形態、支援要望等を調査するとともに、降任の申出の意思確認を行い、その申出が相当であると判断される場合には、降任の申出の手続、降任後の給料月額（警務部警務課において調査）等を説明し、改めて、同職員及び同職員と生計を共にする親族の意見を聞いて、降任申出書を受理するものとする。
- (3) 警務部長等は、降任申出書を受理した場合、降任の申出をした職員の勤務内容及び勤務状況、降任の申出の具体的理由、降任の可否に関する意見等について意見書を作成するとともに、降任の申出の審査を行うに当たって必要な資料（省略）を添えて、本部長に提出するものとする。ただし、所属長（警務課長を除く。）が降任申出書を受理した場合には、警務課長を経由して提出するものとする。
- (4) 警務部長等は、降任の申出をした職員が富山県警察職員の安全衛生管理に関する訓令（平成 18 年警察本部訓令第 4 号）に基づき、メンタルヘルス管理に関する指導区分の指定が必要な者として指定されている場合には、担当医師から同職員に関して、病状診断、正常な判断能力の有無等を聴取し、降任の審査を行うに当たっての必要な資料として提出するものとする。

なお、医師の病状診断結果は、診断書等の提出により報告するものとする。

- (5) 所属長（警務課長を除く。）から降任申出書等の提出を受けた警務課長は、対象職員との面談を実施して降任の申出の理由や意思を調査・確認するものとする。

4 降任申出審査委員会（第 5 条関係）

降任の申出の審査を行うに当たっては、降任申出書、意見書等の必要な資料に基づき行うものとする。

5 降任の決定等（第 6 条、第 7 条関係）

委員長は、降任させることが相当であると判断した場合には降任を決定し、又は、相当ではないと判断した場合には申出の却下を決定し、当該決定事項について決定通知書により、所属長を経由して対象職員に通知するものとする。ただし、対象職員が所属長以上の職にある者の場合は、警務部長を経由して降任の申出をした職員に通知するものとする。

6 降任の発令（第 8 条関係）

降任の発令は、定期人事異動に合わせ、かつ、人事異動通知書を交付して行う。ただし、特別の事情がある場合は、必要な時期に行うものとする。

7 降任後の措置（第 11 条関係）

- (1) 降任の申出をした職員が降任するに至った原因が解消され、昇任試験の受験を希望する場合には、警務課長において、個人の適性、能力、意欲等について検討を行い、受験の適否を判断するものとする。

なお、受験を適当とした場合、降任の申出をしていたことを理由に、他職員の昇任との取扱いに差異を設けてはならない。

- (2) 受験・受考資格の在級年数の算出に当たっては、降任前の在級年数を加算するものとする。